

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月9日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社カネカ
【届出者の住所又は所在地】	大阪市北区中之島二丁目3番18号
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目3番18号
【電話番号】	(06)6226 - 5169
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 石原 忍
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社カネカ (大阪市北区中之島二丁目3番18号) 株式会社カネカ 東京本社 (東京都港区赤坂一丁目12番32号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社カネカをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、セメダイン株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

セメダイン株式会社

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

(注) 対象者が平成27年12月8日に公表した「単元株式数の変更及び定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に  
関するお知らせ」によれば、対象者は、平成28年1月5日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から  
100株に変更することを決定したとのことです。

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に上場し  
ている対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)4,445,000株(株式所有割合(注)29.61%(小数点以下第  
三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において、他の取扱いを定めていない限り同じです。))を所有  
し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、平成27年12月8日開催の取締役会において、当社に  
よる対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(注) 株式所有割合とは、対象者が平成27年11月10日に提出した第82期第2四半期報告書(以下「第82期第2四  
半期報告書」といいます。)に記載された平成27年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(15,167,000  
株)に、新株予約権(105個：第82期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の平成27年6月  
19日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(26個)、対象者が平成27年6月19日に提出  
した第81期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の平成20年6月27日開催の対象者定時株主  
総会決議及び平成20年9月26日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(20個)、平成21  
年7月24日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(20個)、平成22年7月9日開催の対  
象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(20個)、平成23年6月24日開催の対象者取締役会決議に  
基づき発行された新株予約権(19個)、平成24年6月22日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新  
株予約権(29個)、平成25年6月19日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(30個)及び  
平成26年6月19日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(38個)の合計(202個)から、  
本書提出日現在までに行使されたと対象者より報告を受けた数(97個)を控除した新株予約権の数)の行使  
により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(105,000株)を加算し、第82期第2四半期報  
告書に記載された平成27年9月30日現在の対象者が所有する普通株式に係る自己株式数(259,099株)を控  
除した株式数(15,012,901株)を分母として計算しております。以下同じです。

本公開買付けは、対象者を連結子会社化することを目的とするものであること、及び本公開買付け成立後も引き  
続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を3,212,000株(株式所有割合21.39%。な  
お、本公開買付けによる当該3,212,000株の買付け等を行った後に当社が所有することとなる対象者株式(7,657,000  
株)の株式所有割合は51.00%。)としております。

そのため、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予  
定数の上限(3,212,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5  
項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。  
他方、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限  
(3,212,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

対象者が平成27年12月8日に公表した「株式会社カネカによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明の  
お知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値  
を高め、ひいては株主価値の向上に資するものであり、また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開  
買付価格」といいます。)は、平成27年12月7日にS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいま  
す。)より取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)に示さ  
れた評価額のレンジの範囲内に含まれており、かつ、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の本公開買付  
けの公表日の前営業日である平成27年12月7日の終値に対して一定のプレミアムが付されていることを踏まえ、少  
数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するもので  
あると判断したことから、平成27年12月8日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同する旨  
の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け  
成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、対象者株式が東京証券取引所における有価  
証券上場規程第601条に規定される上場廃止基準(以下「東京証券取引所上場廃止基準」といいます。)に抵触するお

それが生じた場合、当社は、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し検討したうえで、対象者株式の上場が引き続き維持されるよう最善の努力を行う意向であることを踏まえ、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会決議の詳細については、下記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

### ( ) 本公開買付けの目的及び背景

当社は、昭和24年に創業した後、同年10月31日に東京証券取引所市場第一部、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。なお、平成25年7月に東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場が統合され、これに伴い、東京証券取引所市場第一部に指定されております。)市場第一部に上場し、また、昭和24年12月21日に株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しました。本書提出日現在、当社、連結子会社64社、非連結子会社29社及び関連会社14社(うち、持分法適用関連会社3社)で構成された当社グループは、化成品、機能性樹脂、発泡樹脂製品、食品、ライフサイエンス、エレクトロニクス、合成繊維、その他に關係する事業まで幅広い分野でグローバルに事業を展開しております。

当社グループでは、平成21年9月の創立60周年を機に策定した長期経営ビジョン「KANEKA UNITED宣言」において、平成32年の連結売上高1兆円(第91期(平成26年4月1日から平成27年3月31日)の連結売上高:552,189百万円)、海外売上高比率を70%(第91期(平成26年4月1日から平成27年3月31日)の海外売上高比率:38.2%)へと目標を定め、グループ企業の連携強化による国内事業の収益力強化と新事業の創出、海外事業の成長加速に向けた取り組みを進めております。

また、「KANEKA UNITED宣言」の実現に向けて、「環境・エネルギー」「健康」「情報通信」「食料生産支援」の4つの成長分野へ経営資源を重点配分し、成長と変革をキーワードに価値ある事業を創出し、事業活動を通じて社会へ貢献することを目指しております。

一方、対象者は、大正12年に創業され、昭和43年には東京証券取引所市場第二部に上場し、本書提出日現在、対象者、連結子会社10社及び持分法適用関連会社1社で構成された対象者グループは、接着剤、シーリング材の専門メーカーとしての基盤を確立しており、その品質や技術力の高さは国内外に広く知られております。

また、対象者グループは、「より良い製品をより多くの人に提供することにより社会貢献する」という創業以来変わることのない企業理念のもと、大正12年11月に溶液型接着剤である「セメダインA」(昭和6年に「セメダイン」を商標登録)をはじめとし、昭和13年3月に完成した日本初の合成接着剤で無色透明で耐水性・耐熱性・速乾性に優れた「セメダインC」により、模型飛行機ブーム、教育支援活動等を経て全国的に広く普及しその名称が接着剤の代名詞と言われるほど今日でも広く使用されております。その後も耐久性に優れ、建物内外装の広範囲な用途に適するシーリング材「セメダインPOSシール」、粘着接着が可能な無溶剤の弾性接着剤「セメダインスーパーX」等、数多くの画期的製品を市場に送り出しております。開発力の高さでも定評があり、近年には海外展開にも積極的に取り組み、昭和52年の台湾子会社「台湾施敏打硬股份有限公司」の設立を皮切りとして、昭和56年にタイ、平成23年に中国、平成24年にフィリピン、平成25年に米国へと海外展開を推進し、グループ全体の事業基盤を強化・拡大するための施策を実行中であります。

国内事業を取り巻く環境は、近年は雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続き、また、接着剤市場においては、平成32年に予定されている東京オリンピックに向けたインフラ整備(競技場等の新規建設、建築物・道路・鉄道の耐震補強や補修等)による需要の増加により一定程度の市場の拡大は期待されるものの、シェア拡大に向けて低環境負荷製品の開発や、接着力や耐久性に優れた製品や高付加価値製品の開発にしのぎを削る状況が続いております。

また、さらなる成長を実現するためには、市場の規模が限定される国内のみならず、海外特に市場の規模が大きい欧米市場への進出が重要と考えております。海外市場は成長著しい状況にある一方、グローバルにおける競争環境は益々厳しさを増していることから、その変化に対応するためには新製品の開発を主とした事業基盤のさらなる強化及びスピードアップが不可欠であると考えております。

当社グループは、製造する変成シリコンポリマー等を対象者グループへの製品原料として供給しており、両社グループの協力関係形成に向け、当社は、段階的に対象者株式を取得してきております。具体的には、平成2年4月に第三者割当増資により2,000,000株(当時の発行済株式総数(13,650,000株)に対する割合14.65%)を取得して以降、市場内外における取引を通じて、平成9年3月～10月に22,000株(当時の発行済株式総数(13,650,000株)に対する割合0.16%)、平成12年2月に906,000株(当時の発行済株式総数(15,167,000株)に対する割合5.97%)を取得し、最終的に平成20年8月に市場外取引により1,517,000株(当時の発行済株式総数(15,167,000株)に対する割合10.00%。1株当たり440円)を取得することで、所有株式数を4,445,000株(株式所有割合29.61%)とし、対象者を当社の持分法適用関連会社としました。

かかる関係に基づき、両社はこれまでも相互の事業拡大に向け協力してまいりましたが、上記のような環境の中、平成27年9月上旬以降、両社間で連携の在り方について協議・検討を開始いたしました。

その結果、新製品の開発を主とした事業基盤のさらなる強化及びスピードアップを実現するためには、より強固な資本関係のもと同一のグループとして協力し、両社の経営資源を有効に活用して下記のような事業シナジーを創出することが必要であるとの認識で一致し、両社は本公開買付けを通じて、今後高成長が期待できる海外特に欧米市場での新規の構造用接着剤(注1)や複合材用接着剤(注2)開発といった事業におけるさらなる発展を目的とした資本業務提携関係を強化することについて、平成27年10月中旬に合意いたしました。

(注1) 構造用接着剤：

自動車、船舶、航空機等の構造部材に使用される接着剤。通常よりも高い強度が求められ、エポキシ樹脂系、フェノール樹脂系、アクリル樹脂系接着剤など剛性が高く、一般的に接着力の高い構造用接着剤が使用される。

(注2) 複合材用接着剤：

航空機、車両に使用される繊維強化プラスチック等、2つ以上の異なる材料を一体的に組み合わせた材料を製造するために使用する接着性能を高めた専用接着剤のこと。複合材は、軽量化による燃料効率アップ等のメリットにより今後大きな需要拡大が期待されているため、複合材用接着剤の需要も合わせて拡大が見込まれている。

本公開買付けは、両社の資本業務提携関係強化による企業価値向上を目的としたものであり、当社が対象者の議決権の過半数を取得し、対象者を連結子会社化することで、従来以上に連携を緊密化して経営判断の迅速化を図ると共に、両社グループの有する資産、技術、ノウハウ、海外ネットワーク等の経営資源をより一層活用することにより、両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的に実現することを目指したものです。

当社及び対象者は、これまで実務担当者レベルで事業上の協力関係を構築し、事業を進めてまいりましたが、対象者が、当社の持分法適用関連会社から連結子会社になることで、さらに両社の資産、技術、ノウハウ、海外ネットワーク等の事業の基盤となる経営資源の開示及び提供を通じて、海外特に欧米市場における新規事業開発に向けた連携、シナジーの実現が期待できると判断しております。例えば、海外サプライチェーンの相互活用、先端分野における両社での研究開発など、より緊密に協働していくことが可能となります。

当社及び対象者は、相互の技術や販売チャネルを活用して、工業用を中心とした新たな接着剤関連事業の開発や海外市場での事業拡大に向けた協業の可能性を今後検討していくとの方針で一致しております。

具体的な施策及び事業シナジーとしては、以下のものを想定しております。

1. 対象者グループが有する接着剤に関する技術、具体的には各種原料の配合技術、耐久性、接着性をはじめとした配合物の物性評価技術及び接着剤をより有効に使用するための技術と当社グループが有する原料樹脂に関するポリマー合成技術を組み合わせ、海外特に欧米市場における新規の構造用接着剤、複合材用接着剤の開発を推進し相互の事業基盤を強化する。

2. 当社グループが独自で行ってきた電装品やLED部品用の新規開発製品である熱伝導性接着剤(注3)と対象者グループの電子材料用接着剤を両社の製品ラインナップに加え、これらの幅広いラインナップを相互の販路を活用することにより拡販し、相互の業容を拡大する。

(注3) 熱伝導性接着剤：

熱伝導性が高く熱放散性に優れた接着剤。電装品等の高温に晒される部品の接着をはじめとした用途に使用される。

以上のように、当社及び対象者は、両社間の提携関係をさらに強化し、両社の資産、技術、ノウハウや海外ネットワーク等の経営資源の相互提供・有効活用を促進することにより、上記施策を実行することが、両社の企業価値の最大化に繋がると考えており、そのためには、対象者が当社の連結子会社となることが極めて有効であるとの考えで一致したことから、当社は、平成27年12月8日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的とした本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年9月上旬以降、当社との協議の中で、対象者にとって当社は、対象者グループの製品原料の供給元であり、これまでも相互の事業拡大に向け協力してきましたが、平成27年10月中旬に、友好関係をさらに深めていくことによって得られるメリットは大きいという結論に至ったとのことです。また、対象者は、平成27年9月上旬以降、当社との協議の中で、対象者が、当社の持分法適用関連会社から連結子会社になることで、事業の基盤となる経営資源の開示、提供等を通じて、海外特に欧米市場における新規事業開発に向けた連携やシナジーの実現が期待できると判断したとのことです。対象者は、平成27年10月中旬に、本公開買付けは、当社による対象者の連結子会社化による一層の関係強化、ひいては、両社の企業価値向上という観点から極めて有効と考えるに至ったとのことです。詳細については、下記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

( ) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の経営方針につきましては、対象者が継続発展するためには対象者の独自性を尊重し、自主性を保った経営をしていただくことが重要と認識しており、引き続き対象者の創業以来の経営理念である「より良い製品づくり」に邁進していただき、対象者が策定する事業戦略を進めていただきたいと思います。また、当社は上記「( ) 本公開買付けの目的及び背景」に記載した両社シナジーを早期に実現し、対象者の企業価値を高めるため、当社グループとの連携強化に取り組んでまいります。

なお、本書提出日現在、対象者取締役6名のうち1名(代表取締役社長の岩切浩氏)が当社出身者であります。岩切浩氏は、平成24年4月に対象者に転籍しており、本書提出日現在、当社従業員を兼務している状況ではございません。現時点では、対象者の役員構成を含むガバナンス体制の変更は考えておらず、また、本公開買付け成立後の経営体制につきましては、現時点で決定している事項もございません。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式4,445,000株(株式所有割合29.61%)を所有して対象者を持分法適用関連会社としている状況を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けの決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社が野村證券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、S M B C日興証券は、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者株式が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また対象者と比較的類似する事業を営む上場類似会社が複数存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「D C F法」といいます。)を採用して対象者の株式価値の算定を行い、対象者はS M B C日興証券から平成27年12月7日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、S M B C日興証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、S M B C日興証券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 473円 ~ 489円
類似上場会社比較法	: 531円 ~ 694円
D C F法	: 471円 ~ 603円

市場株価法では、平成27年12月7日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における直近1ヶ月間の終値単純平均値489円(小数点以下四捨五入。本項において以下終値単純平均値の計算について同様です。)及び直近3ヶ月間の終値単純平均値473円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を473円から489円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を531円から694円までと分析しているとのことです。

D C F法では、対象者の平成28年3月期から平成31年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年3月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を471円から603円までと分析しているとのことです。

なお、S M B C日興証券が算定に用いた対象者の業績見込みにおいては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があるとのことです。これは、原料である国産ナフサ価格の低下等により材料費が減少したこと等の理由により、平成28年3月期において連結営業利益10億円を予定しており、対前年度比較で大幅な増益となること、また、建築土木関連市場における受注が拡大し収益が増加すること等の理由により、平成31年3月期において対前年度比較で連結営業利益が約3割の増益となることを見込んでいるためとのことです。

(注) S M B C日興証券は、対象者株式の株式価値の分析に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。S M B C日興証券の分析は、平成27年12月7日までの上記情報を反映しているとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程における透明性及び合理性を確保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所を選任し、同法律会計事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのこと。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、当社と対象者は、平成27年9月上旬より、両社事業のさらなる拡大と両社の企業価値向上に向けた協議を開始し、その後、平成27年12月8日まで複数回にわたり協議を重ねてきたところ、その中で、対象者は、平成27年10月中旬に、対象者にとって当社は、対象者グループの製品原料の供給元であり、これまでも相互の事業拡大に向け協力してきましたが、友好関係をさらに深めていくことによって得られるメリットは大きいという結論に至ったとのこと。

また、対象者は、平成27年9月上旬以降、当社との協議の中で、対象者が、当社の持分法適用関連会社から連結子会社になることで、事業の基盤となる経営資源の開示、提供等を通じて、海外特に欧米市場における新規事業開発に向けた連携やシナジーの実現が期待できると判断したとのこと。

このような協議を踏まえ、対象者は、平成27年10月中旬に、本公開買付けは、当社による対象者の連結子会社化による一層の関係強化、ひいては、両社の企業価値向上という観点から極めて有効と考えるに至ったとのこと。

対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものであり、また、本公開買付価格は、平成27年12月7日にSMB C日興証券より取得した対象者株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれており、かつ、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年12月7日の終値に対して一定のプレミアムが付されていることを踏まえ、少数株主の利益保護に十分留意されていると判断したことから、平成27年12月8日開催の取締役会において、対象者の取締役6名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのこと。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、対象者株式が東京証券取引所上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し検討したうえで、対象者株式の上場が引き続き維持されるよう最善の努力を行う意向であることを踏まえ、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、併せて決議したとのこと。

また、上記対象者取締役会では、業務上の都合により欠席した社外監査役1名(小澤徹夫氏)を除き、対象者監査役3名が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのこと。なお、上記対象者取締役会に欠席した小澤徹夫氏からも、上記対象者取締役会に先立ち、本公開買付けに関する説明を行ったうえで、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨を確認しているとのこと。

#### (5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者株式を追加で取得することは、現時点で予定しておりません。一方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合、対象者と対応方針を協議する予定ですが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者株式を追加で取得する具体的な予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しております。本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限(3,212,000株)を設定しておりますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で7,657,000株(株式所有割合51.00%)にとどまる予定であり、当社及び特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外されるもの(以下「小規模所有者」といいます。)及び対象者を除きます。)の対象者株式の所有株式数は、最大で7,852,390株(株式所有割合52.30%)にとどまる予定です。ただし、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所上場廃止基準のうち、株主数が、上場会社の事業年度の末日において400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないときの東京証券取引所上場廃止基準に抵触する可能性があり、その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。対象者株式が東京証券取引所において上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が東京証券取引所上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議したうえで、対象者株式の上場が引き続き維持されるよう最善の努力を行います。その場合にも、当社は、できる限り、対象者議決権の過半数維持を可能とする方策を模索し、対象者と協議する考えです。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件について、現時点で決定している事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年12月9日(水曜日)から平成28年1月13日(水曜日)まで(20営業日)
公告日	平成27年12月9日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成28年1月27日(水曜日)までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社カネカ  
大阪市北区中之島二丁目3番18号  
(06)6226 - 5169  
取締役常務執行役員 石原 忍  
確認受付時間 平日9時から17時まで



(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき、金576円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成27年12月8日に、本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>本株式価値算定書によると、野村證券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p style="padding-left: 40px;">市場株価平均法 : 472円～502円 類似会社比較法 : 371円～661円 DCF法 : 467円～650円</p> <p>市場株価平均法では、平成27年12月7日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値502円、直近5営業日の終値単純平均値497円(小数点以下四捨五入。本項において以下終値単純平均値の計算について同様です。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値489円、直近3ヶ月間の終値単純平均値473円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値472円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を472円から502円までと分析しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を371円から661円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の平成28年3月期から平成31年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年3月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を467円から650円までと分析しております。</p> <p>なお、野村證券が算定に用いた対象者の業績見込みにおいては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、原料である国産ナフサ価格の低下等により材料費が減少したこと等の理由により、平成28年3月期において連結当期純利益5億円(小数点以下を四捨五入しております。)を見込んでおり、対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいるためです。なお、それ以降の期において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。</p> <p>当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の有無、対象者株式の過去1ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年12月8日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり576円とすることを決定いたしました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格である1株当たり576円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年12月7日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値502円に対して14.74%(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下プレミアムの数値(%)について同様です。)、平成27年12月7日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値489円に対して17.79%、平成27年12月7日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値473円に対して21.78%及び平成27年12月7日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値472円に対して22.03%のプレミアムを加えた金額となります。</p> <p>また、本書提出日の前営業日である平成27年12月8日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値509円に対して13.16%のプレミアムを加えた金額となります。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>当社は、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付に関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 : 472円～502円 類似会社比較法 : 371円～661円 DCF法 : 467円～650円</p> <p>当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の有無、対象者株式の過去1ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年12月8日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり576円とすることを決定いたしました。</p>

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,212,000(株)	(株)	3,212,000(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,212,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,212,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。なお、対象者が平成27年12月8日に公表した「単元株式数の変更及び定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成28年1月5日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決定したとのことです。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	3,212
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年12月9日現在)(個)(d)	4,445
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年12月9日現在)(個)(g)	194
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	105
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)	14,880
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	21.40
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	52.30

(注1) 対象者は、平成28年1月5日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更するとの決定をしておりますので、同単元株式数の変更に伴い、対象者の議決権の数が増減されます。なお、同単元株式数の変更及び議決権数の変更に伴い、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」は21.39%となります。「買付け等を行った後における株券等所有割合」については52.30%のまま変更ございません。

(注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,212,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年12月9日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、小規模所有者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)」は、第82期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、第82期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の発行済株式総数(15,167,000株)に、新株予約権(105個：第82期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の新株予約権の数(26個)及び対象者が平成27年6月19日に提出した第81期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の新株予約権の数(176個)の合計(202個)から、本書提出日現在までに行使された数(97個)を控除した新株予約権の数(目的となる対象者株式の数(105,000株)を加え、第82期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在対象者が所有する普通株式に係る自己株式数(259,099株)を控除した株式数(15,012,901株)に係る議決権の数(15,012個)を分母として計算しております。

(注5) 各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、各特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は52.30%を下回るようになります。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

### (1) 【株券等の種類】

普通株式

### (2) 【根拠法令】

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)の前に、本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出が受理された日から30日(短縮される場合もあります。)を経過する日までは本株式取得をすることはできません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない(同法第49条)、その意見聴取にあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

当社は、本株式取得に関して、平成27年11月20日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成27年12月20日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

### (3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募株券等の全部又は一部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

#### (注1) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村証券に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー(個人番号)および本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー(個人番号)および本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー(個人番号)を確認するための書類および本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

#### ・個人の場合

マイナンバー(個人番号)提供時の必要書類

マイナンバー(個人番号)の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と、[2] 本人確認書類、が必要です。

[1] マイナンバー(個人番号)を確認するための書類

個人情報カード、通知カード、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか一点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー(個人番号)を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人情報カード	不要
通知カード	[A]のいずれか1点、 または[B]のうち2点
マイナンバー(個人番号)の記載された 住民票の写し	[A]または[B]のうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外 の1点
マイナンバー(個人番号)の記載された 住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
旅券(パスポート)、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

[B] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本またはコピーの提出が必要  
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
健康保険証(各種)、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、福祉手帳(各種)

本人確認書類(原本・コピー)は、以下2点を確認できる必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

野村證券より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー(個人番号)の提供に必要な書類を兼ねることができます(同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。)

・法人の場合

登記簿謄本、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要になります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,850,112,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	65,000,000
その他(c)	2,700,000
合計(a) + (b) + (c)	1,917,812,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(3,212,000株)に1株当たりの本公開買付価格(576円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了時まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	8,879,295
計(a)	8,879,295

#### 【届出日前の借入金】

##### イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

##### ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			



【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

8,879,295千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成28年1月20日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成28年2月3日(水曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,212,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,212,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(注) 対象者が平成27年12月8日に公表した「単元株式数の変更及び定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成28年1月5日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決定したとのことです。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。また、公開買付期間満了の前日までに、上記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。

本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

##### 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合(%)
計			

##### 【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第91期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

平成27年6月26日 関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

平成27年11月12日 関東財務局長に提出

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社カネカ

(大阪市北区中之島二丁目3番18号)

株式会社カネカ 東京本社

(東京都港区赤坂一丁目12番32号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

(注) 対象者は、平成28年1月5日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更するとの決定をしておりますので、同単元株式数の変更に伴い、対象者の議決権の数が変更されます。

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4,571(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	105		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	4,676		
所有株券等の合計数	4,676		
(所有潜在株券等の合計数)	( 105 )		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成27年12月9日現在、対象者株式259,099株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数37個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年12月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4,445(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	4,445		
所有株券等の合計数	4,445		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	126(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	105		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	231		
所有株券等の合計数	231		
(所有潜在株券等の合計数)	( 105 )		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成27年12月9日現在、対象者株式259,099株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数37個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年12月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成27年12月9日現在)

氏名又は名称	セメダイン株式会社
住所又は所在地	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー
職業又は事業の内容	接着剤、シーリング材、特殊塗料、粘着テープ等の製造販売
連絡先	連絡者 セメダイン株式会社 執行役員管理本部長 栢野 宣昭 連絡場所 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 電話番号 (03)6421 7411
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年12月9日現在)

氏名又は名称	松本 有祐
住所又は所在地	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役会長
連絡先	連絡者 セメダイン株式会社 執行役員管理本部長 栢野 宣昭 連絡場所 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 電話番号 (03)6421 7411
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員



(平成27年12月9日現在)

氏名又は名称	岩切 浩
住所又は所在地	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 セメダイン株式会社 執行役員管理本部長 栢野 宣昭 連絡場所 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 電話番号 (03)6421 7411
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年12月9日現在)

氏名又は名称	館野 信
住所又は所在地	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役 生産・物流本部長
連絡先	連絡者 セメダイン株式会社 執行役員管理本部長 栢野 宣昭 連絡場所 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 電話番号 (03)6421 7411
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年12月9日現在)

氏名又は名称	鈴木 禎爾
住所又は所在地	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役 営業本部長兼自動車事業部長
連絡先	連絡者 セメダイン株式会社 執行役員管理本部長 栢野 宣昭 連絡場所 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 電話番号 (03)6421 7411
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年12月9日現在)

氏名又は名称	及川 隆夫
住所又は所在地	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 セメダイン株式会社 執行役員管理本部長 栢野 宣昭 連絡場所 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 電話番号 (03)6421 7411
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年12月9日現在)

氏名又は名称	小町 千治
住所又は所在地	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 セメダイン株式会社 執行役員管理本部長 栢野 宣昭 連絡場所 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 電話番号 (03)6421 7411
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年12月9日現在)

氏名又は名称	高津 正治
住所又は所在地	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常勤監査役
連絡先	連絡者 セメダイン株式会社 執行役員管理本部長 栢野 宣昭 連絡場所 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 電話番号 (03)6421 7411
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年12月9日現在)

氏名又は名称	細野 幸男
住所又は所在地	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 セメダイン株式会社 執行役員管理本部長 栢野 宣昭 連絡場所 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 電話番号 (03)6421 7411
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年12月9日現在)

氏名又は名称	渡辺 政宏
住所又は所在地	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 セメダイン株式会社 執行役員管理本部長 栢野 宣昭 連絡場所 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 電話番号 (03)6421 7411
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

セメダイン株式会社

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、平成27年12月9日現在、対象者株式259,099株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

松本 有祐

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	56(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	60		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	116		
所有株券等の合計数	116		
(所有潜在株券等の合計数)	( 60 )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式1,243株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

岩切 浩

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	12(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	27		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	39		
所有株券等の合計数	39		
(所有潜在株券等の合計数)	( 27 )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式1,184株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

館野 信

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	12(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	9		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	21		
所有株券等の合計数	21		
(所有潜在株券等の合計数)	( 9 )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式1,233株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

鈴木 禎爾

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	9 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	9		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	18		
所有株券等の合計数	18		
(所有潜在株券等の合計数)	( 9 )		

(注) 鈴木禎爾は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式730株(小数点以下切捨て)を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

及川 隆夫

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式1,943株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 及川隆夫は、小規模所有者に該当いたしますので、及川隆夫の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年12月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

小町 千治

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式1,943株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 小町千治は、小規模所有者に該当いたしますので、小町千治の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年12月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

高津 正治

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	14(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	14		
所有株券等の合計数	14		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 高津正治は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式673株(小数点以下切捨て)を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 高津正治は、小規模所有者に該当いたしますので、高津正治の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年12月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

細野 幸男

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	12(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	12		
所有株券等の合計数	12		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 細野幸男は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式816株(小数点以下切捨て)を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 細野幸男は、小規模所有者に該当いたしますので、細野幸男の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年12月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

渡辺 政宏

(平成27年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 渡辺政宏は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式231株(小数点以下切捨て)を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 渡辺政宏は、小規模所有者に該当いたしますので、渡辺政宏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年12月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。



## 第4 【公開買付者と対象者との取引等】

### 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

当社と対象者又はその役員との間の直接の取引は存在ませんが、当社は、商社である三菱商事株式会社を經由して、対象者及び対象者のグループ会社へ変成シリコンポリマー等の販売を行っております。

当社が対象者及び対象者のグループ各社向けとして三菱商事株式会社へ販売した変成シリコンポリマー等の取引金額の合計額の概算は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

期別	第89期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	第90期 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日	第91期 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日
取引金額	2,496	2,773	2,681

### 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格は、平成27年12月7日にS M B C日興証券より取得した対象者株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれており、かつ、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年12月7日の終値に対して一定のプレミアムが付されていることを踏まえ、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成27年12月8日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、対象者株式が東京証券取引所上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し検討したうえで、対象者株式の上場が引き続き維持されるよう最善の努力を行う意向であることを踏まえ、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。

なお、対象者のかかる意思決定の過程の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

## 第5 【対象者の状況】

### 1 【最近3年間の損益状況等】

#### (1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

#### (2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
	平成27年 6月	平成27年 7月	平成27年 8月	平成27年 9月	平成27年 10月	平成27年 11月	平成27年 12月
月別							
最高株価	489	488	501	468	480	490	510
最低株価	471	470	440	445	453	479	486

(注) 平成27年12月については、12月8日までのものです。

### 3 【株主の状況】

#### (1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

#### (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

##### 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

##### 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

#### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1) 【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

平成26年6月19日 関東財務局長に提出

事業年度 第81期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

平成27年6月19日 関東財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第82期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

平成27年11月10日 関東財務局長に提出

###### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

セメダイン株式会社

(東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

#### 6 【その他】

##### (1) 単元株式数の変更

対象者は、平成28年1月5日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更するとの決定をしておりますので、同単元株式数の変更に伴い、対象者の議決権の数が変更されます。